

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	旧中央区役所1階風除室飛散性アスベスト撤去業務
発 注 課	市民文化局地域振興部区政課
選 定 事 業 者	大成建設・伊藤組土建特定建設工事共同企業体
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、旧中央区役所庁舎において発見されたアスベスト含有建材を撤去することを目的とした業務である。</p> <p>当該庁舎では、現在、中央区複合庁舎整備事業における解体撤去業務が選定事業者により進められているところであるが、その作業中に未確認のアスベストの存在が判明した。</p> <p>本業務のアスベスト含有建材の撤去範囲は、過去の図面等を基に事前調査を行い、中央区複合庁舎整備事業の事業者選定における要求水準としてとりまとめたが、今回の対象箇所については過去の図面等に記載がなく、また現地調査においても天井仕上材に隠れ視認できない箇所であったことから、アスベスト含有建材の存在を把握できるものではなかった。</p> <p>当該庁舎の解体撤去業務は、既に着手済みであり、アスベストの撤去作業が長引けば、解体後の建設作業など事業全体のスケジュールに遅延が生じ、中央区複合庁舎の供用開始にまで影響が及んでしまうことから、早急な撤去が必要である。</p> <p>本業務を選定事業者へ委託することで、事前の調査や作業日の調整等にかかる期間が短縮され、事業の遅延を防ぐことができるのに加え、解体撤去中の現場と連携できるため、適切な業務の履行も確保されることから選定事業者との特定随意契約を行うこととする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和4年3月15日